

第3回 亀山市総合計画審議会資料

令和7年10月28日

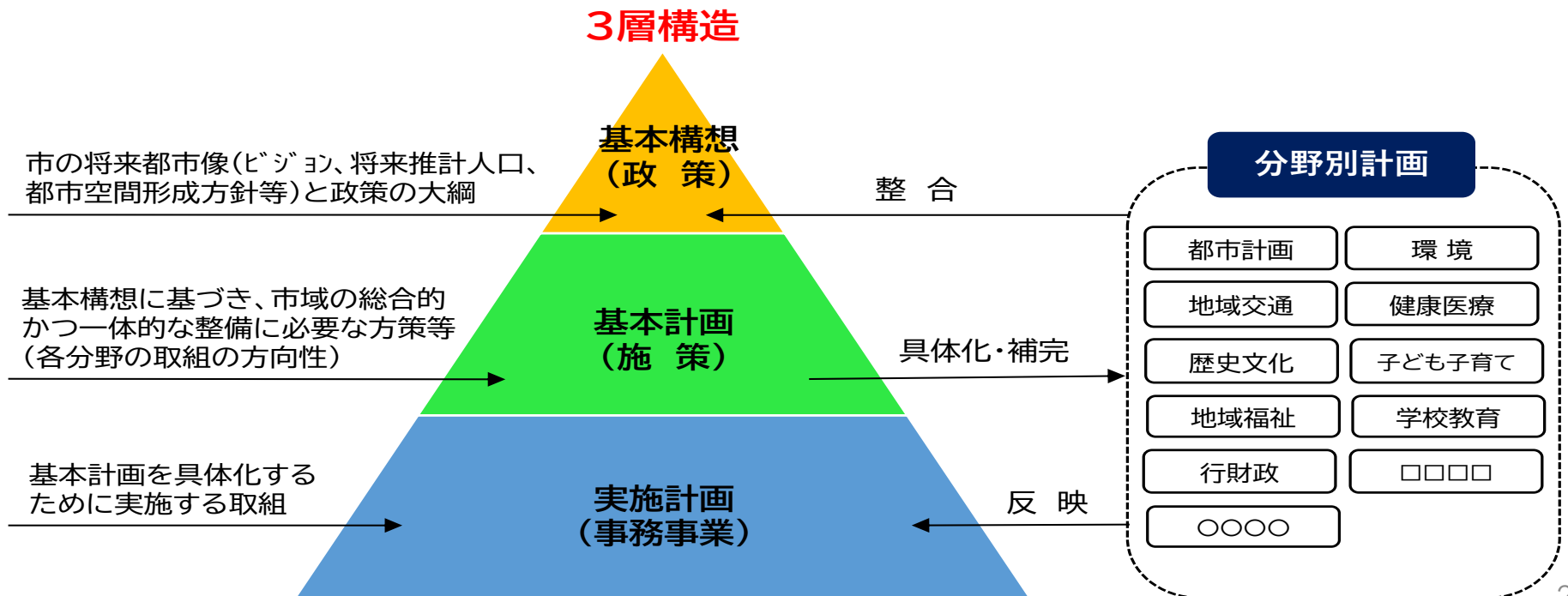
亀山市 政策部 政策推進課 政策調整グループ

■計画の名称

「**第3次亀山市総合計画**」とします。

<計画の構成>

- 「**基本構想**」市の将来像及びこれを達成するための政策大綱を示すもの。
- 「**基本計画**」市域の総合的かつ一体的な整備に必要な方策等を示すもの。
- 「**実施計画**」基本計画の具体的な実施に関して策定するもの。



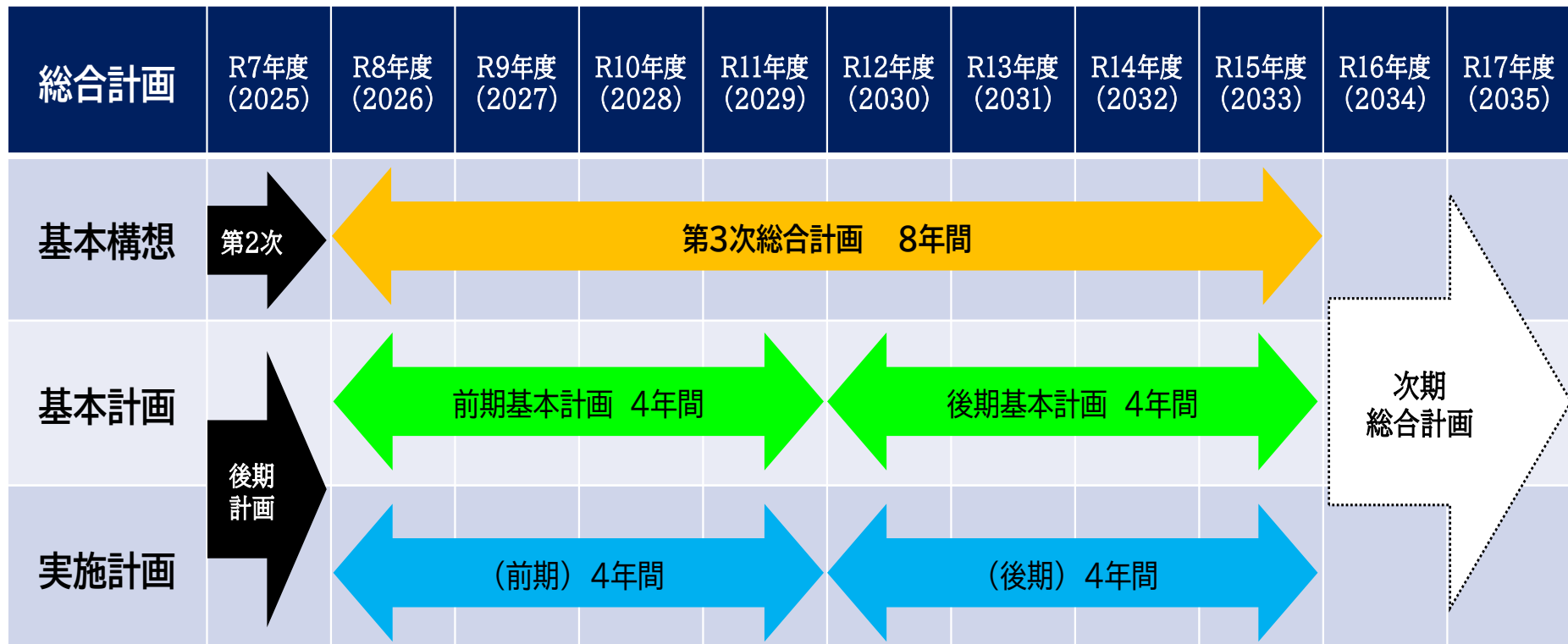
■計画の期間

「**基本構想**」 令和8年度から令和15年度までの**8年間**。

「**基本計画**」 **前期基本計画**：令和8年度から令和11年度までの**4年間**。

後期基本計画：令和12年度から令和15年度までの**4年間**。

「**実施計画**」 基本計画と計画期間を同じとする。



1. 第3次総合計画・基本構想（骨子）について <骨子案：P3～5>

■社会経済情勢の変化

- (1) 人口減少・少子高齢化の進行
- (2) 価値観・生活様式の多様化とウェルビーイング志向の高まり
- (3) 経済活動のグローバル化と経済情勢の変化
- (4) 安全・安心に対する意識の高まり
- (5) 地球環境・エネルギー問題の深刻化
- (6) デジタル社会の進展
- (7) 高速交通網の進展と日本中央回廊の形成

■亀山市の現状と取り巻く状況の変化

●**地域幸福度指標**は、**客観指標**と**主観指標**のデータをバランスよく活用し、市民の「暮らしやすさ」と「幸福感（ウェルビーイング）」を指標で数値化・可視化したものであり、ウェルビーイング調査に基づく**主観データ**及び暮らしやすさの**客観データ**により、本市の特徴を俯瞰的に捉えることができるものである。

なお、デジタル庁のダッシュボードを活用し、全国の調査結果に基づきデータを偏差値化した結果は次のとおりである。

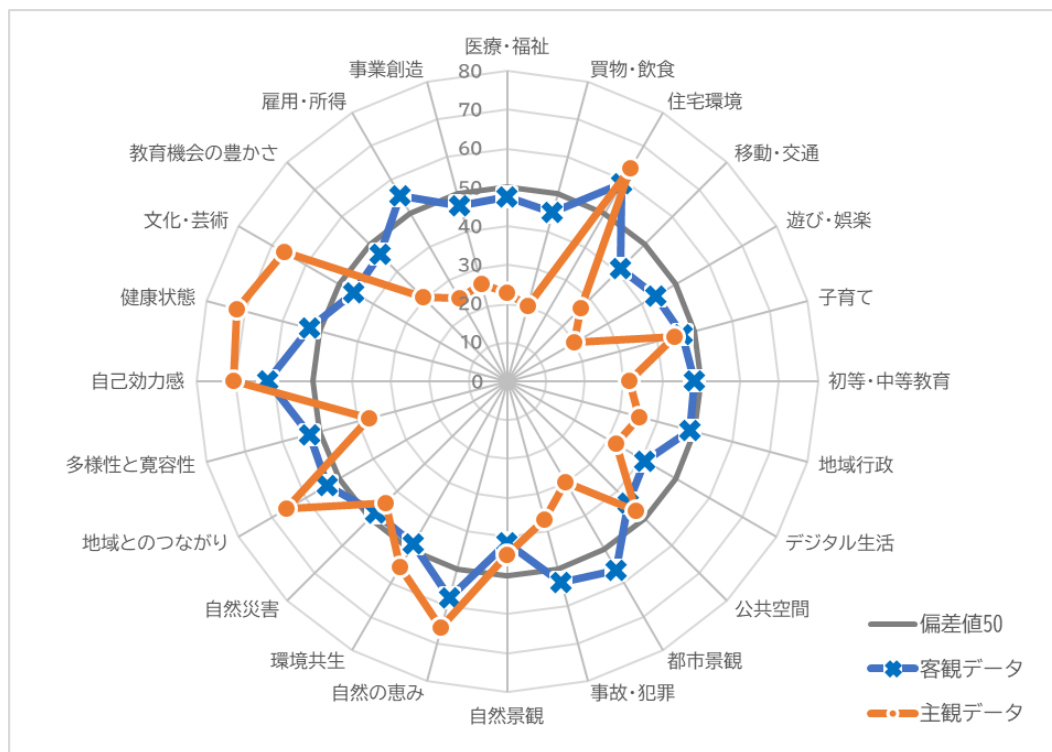
1. 第3次総合計画・基本構想（骨子）について <骨子案：P5～6>

■亀山市の現状と取り巻く状況の変化

地域幸福度（ウェルビーイング）指標におけるダッシュボード

①客観データの偏差値においては、**雇用・所得、住宅環境、自然の恵み、自己効力感、都市景観**等のカテゴリーにおいて、他自治体と比較して高い評価となっている。

②主観データの偏差値においては、**自然の恵み、住宅環境、文化・芸術、健康状態、自己効力感、地域とのつながり**等のカテゴリーにおいて、他自治体と比較して高い評価となっている。一方、**雇用・所得、事業創造、医療・福祉、買物・飲食、移動・交通、遊び・娯楽**が他の自治体と比較して低い評価となっている。



③客観データに比べ主観データが低いカテゴリーとして、**買物・飲食、遊び・娯楽、雇用・所得、医療・福祉、事業創造、移動・交通、都市景観**が挙げられる。

④客観データ、主観データともに高い評価となっている、**自然の恵みや住宅環境、自己効力感**は本市の強みとして捉えられる。

■本市を取り巻く環境の変化

①人口減少の進行

- 本市の総人口は平成22年をピークに減少し、令和6年10月1日時点の住民基本台帳人口は49,109人となり、ピークより1,000人以上少なくなっている。人口減少の主な要因は、死亡数が出生数を上回る自然減が続いていることによる。
- 令和2年国勢調査結果を基準人口とする国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によれば、今後とも人口減少が進行し、20年後の2045年には、総人口が45,000人を下回ると予想されている。
- 人口が減少する一方で世帯数は増加しており、令和6年10月1日時点の世帯数は22,435世帯で、人口がピークであった平成22年と比較し10%以上増加している。これは、一人暮らしや核家族世帯の増加によるものである。
- 人口減少が進行する中、今後は若者世帯を中心とした移住等による転入者の増加を図り、人口減少の抑制や暮らしやすさ・都市活力の向上が求められる。

②中心的都市拠点の機能強化と都市インフラの強じん化

- 令和4年10月にJR亀山駅周辺における市街地再開発事業（組合施行）による整備事業が完成し、市立図書館の移転によるにぎわいの創出や共同住宅の整備による居住人口の増加等により、中心的都市拠点の機能強化が図られた。さらに、新庁舎の建設予定地をJR亀山駅周辺に決定したことから、更なる機能強化が期待される。
- 市北東部を中心に、居住誘導区域及び用途地域の区域外における宅地開発や商業施設の立地が進行していることから、コンパクトプラスネットワークの都市形成に向け、都市の拠点性強化やまとまりのある居住地の形成を促進する必要がある。
- 高度成長期に整備された社会資本の老朽化が急速に進行することが懸念される中、本市も、橋梁や上下水道等の計画的な保全・整備を進めてきた。今後も、市民生活の安全性・利便性の確保や、発生が危惧される巨大地震等の事前防災の観点から、計画的な維持管理と老朽化対策等による都市インフラの強靱化が急がれる。

■本市を取り巻く環境の変化

③豊かな自然環境と鈴鹿川等源流域の保全

- 鈴鹿山系等は、都市景観の形成をはじめ、鈴鹿川等の源流域から流域全体に豊かな恵みをもたらし、市民生活を支える貴重かつ重要な地域資源である。そこで、本市では、鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例の制定など、豊かな自然資源や生態系を保全・活用する取り組みを関係団体と連携・協働しながら推進してきた。今後も持続的で広がりのある活動を展開し、次代へ継承していく必要がある。
- 一方、これらの地域資源を保全・活用する農林業従事者の担い手が減少し、農地や森林の多面的機能の低下や耕作放棄地の増加が危惧されるとともに、獣害被害の拡大等により、生産活動に支障が生じている状況である。

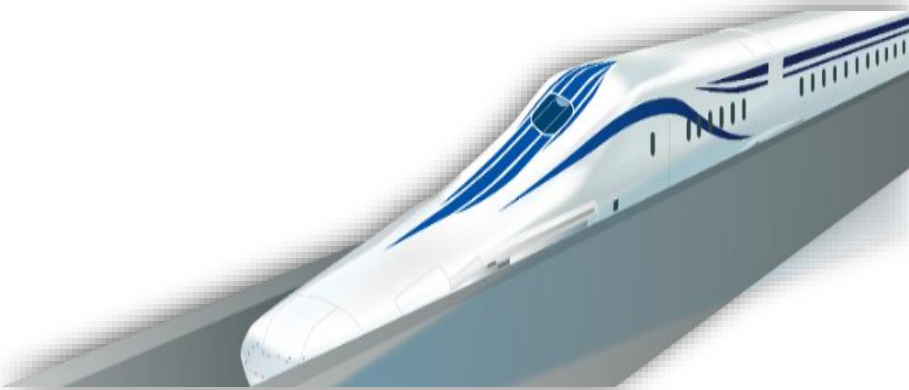
④健康まちづくりの推進による健康文化の醸成

- 健康都市連合加盟都市である本市は、コロナ禍における市民の健康に対する行動変容を一過性のものとせず、「かめやま健康都市大学」の創設によるヘルスリテラシーの向上や、健康マイレージによるヘルスプロモーションの展開、地域医療・救急医療体制の充実、食生活の改善、フレイル予防、予防接種費用助成・口腔ケアの充実など、健康都市政策を積極的に推進してきた。これらの取り組みにより、市民の健康意識が高まり、健康都市としての健康文化が醸成されつつあるため、今後も普及拡大が求められている。
- 健康都市としてのQOL（暮らしの質）の向上は、SDGsやウェルビーイングの理念にも通じるものであり、健康のみならず、環境・文化・教育など幅広い分野からの取り組みが必要となる。そのため、そうした仕組みや横断的な取り組みの更なる推進が求められる。

■本市を取り巻く環境の変化

⑤産業集積やリニア中央新幹線の誘致等による交通拠点性の向上

- 地理的優位性や交通アクセス性等の地域特性を生かし、市内民間産業団地への積極的な企業誘致等により多様な産業集積を促進し、内陸工業都市としての進展を図ってきた。一方で、工業用地の不足等による新たな産業基盤の確保が急がれており、将来性ある産業分野の立地促進が期待される。
- 令和4年11月、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会において、県内駅の候補地を本市内とする決議が行われ、四半世紀以上にわたる官民一体のリニア駅誘致活動は、新たな段階に入った。また、建設主体が名古屋以西区間の環境影響評価に着手するなど、整備に向けた取り組みも着実に進められている。
- さらに、令和4年に一般国道306号「鈴鹿亀山道路」の事業化が決定し、国道306号へのインターチェンジの設置等と合わせて、広域幹線道路ネットワークの拡充が期待されている。
- こうした本市の今後のまちづくりに影響を及ぼす事業の動向を見据えつつ、更なる交通拠点性の向上により、働く場の創出や市街地の活性化など、都市機能の充実や魅力化の向上につなげていく必要がある。



■本市を取り巻く環境の変化

⑥切れ目のない子育て支援と教育環境の充実

- 本市は、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を中心に切れ目のない子育て支援体制の充実を図ってきた。令和6年4月には、母子保健と児童福祉の機能を一体化した機関として「亀山市こども家庭センター」を開設し、妊娠期からすべての妊産婦と子ども、子育て世帯に対し効果的で切れ目のない一体的な支援を行っている。
- 児童発達支援については、令和7年4月に民間の児童発達支援センターが開設されたことに伴い、面的整備型児童発達支援体制を整備することで、更なる子育て支援の充実が期待される。
- 本市は、市内全小中学校における学校運営協議会を中心とした学校と地域が連携した学校運営の推進、保幼認小連携による段差の少ない切れ目のない教育の実践、子どもの特性や事情に配慮した個別最適な学びの機会の確保等により、子どもたちの豊かな学びを推進してきた。また、川崎小学校や井田川小学校の増・改築、普通教室等への空調設備の計画的な整備等により、学びの環境の充実を図っている。
- こうした子育て支援や教育環境の充実は、本市への転入など「選ばれるまち」の大きな要素であることから、更なる充実が求められる。

⑦感染症ショックからの克服と価値観の変化

- 未曾有の感染症ショックに対し、関係機関や関係団体と連携しながら、迅速かつ的確に市を挙げた総合対策を講じたことで、コロナ禍を克服し、市民生活の日常を取り戻すことができた。
- コロナ禍を通じて、G I G Aスクール構想の展開や行政手続きのオンライン化など行政DXの推進、防災情報伝達手法の整備等の取り組みが進んだ一方で、感染症による人と人とのつながりの希薄化により、地域文化の継承や後継者の確保等において、地域力の低下や価値観の変化が懸念されている。
- そのため、地域づくり活動が活発に展開されるよう、地域まちづくり協議会や自治会等の活動を支援し、まちの活力を向上させていく必要がある。
- また、コロナ禍の経験を新たな感染症への備えやリスクマネジメントの教訓として捉え、危機管理体制やレジリエンスの強化、健康づくり・地域医療における関係機関との連携など今後の関連施策の展開に生かしていく必要がある。

■本市を取り巻く環境の変化

⑧厳しさを増す財政運営と財政構造改革の推進

- 本市の財政は、液晶関連産業の集積等により、平成17年度から普通交付税の不交付団体となるなど、強固な財政基盤を形成してきたが、平成20年の世界的な経済不況等による市税収入の落ち込み等を背景に、平成23年度には普通交付税の交付団体に転じ、行政経営の大きな転換点を迎えた。その後、令和元年度以降、コロナ禍を背景に膨らんだ国・地方の歳出やエネルギー価格や物価の高騰に加え、継続的な義務的経費の上昇は、市の財政運営に大きな影響を及ぼし、既存事業の拡張等の構造的課題と合わせ、財政調整基金残高の減少傾向が続いており、抜本的な財政構造の立て直しが急務となっている。
- こうした背景を踏まえ、今後の扶助費等の伸びや公共施設の更新等を勘案し、令和6年5月には、「財政構造改革骨太方針2024」を策定し、更なる歳出削減と歳入確保の取り組みを短期集中的に進めているところであり、厳しい財政状況からの早期回復が求められている。

■市民意向

①住みやすさ

●市民の**6割以上**が亀山市は「**暮らしやすい**」と評価している。

②将来の定住意向

●市民の**8割以上**が「**住みたいと思う**」と回答している。本市に住みたい理由では、市民、学生とも「**自然の豊かさや多さ**」に対する評価が高く、学生では、「**人のやさしさ**」に関する評価も高くなっている。

■市民意向

③満足度と重要度

- 自然環境の豊かさ、安全でおいしい水、生活排水処理、高速道路網については継続して満足度が高く、JR亀山駅前に整備した図書館に対する満足度が高くなった。一方、公共交通、余暇・飲食、産学官民連携に関する項目が低評価となっている。
- 今後の取組の重要度では、消防・救急、防災、防犯といった安全・安心に関する項目や安全でおいしい水や生活排水の適切な処理、医療機関の充実といった生活環境に関する項目の重要度が高くなった。一方、リニア誘致の機運の高まりに加え、外国人住民との交流やボランティア活動の活発化、地域の個性の尊重といった市民協働に関する項目、芸術・文化の充実等の項目の重要度が低くなっている。
- 満足度が低く、重要度が高い項目は、公共交通や福祉、防犯、医療等となっている。

1. 第3次総合計画・基本構想（骨子）について

<骨子案：P14>

■市民意向

現状の評価（満足度）-上位5・下位6-

	NO.	分野	質問項目	満足度
【上位5】 ベスト5	11	【環境創造】	自然環境が豊かである	1.12
	27	【都市形成】	安全でおいしい水道水が供給されている	1.00
	14	【環境創造】	生活排水が適切に処理されている	0.91
	37	【学び・子育て】	図書館が充実している	0.78
	18	【交通網】	高速道路網が整備されている	0.74

	NO.	分野	質問項目	満足度
【下位6】 ワースト6	16	【交通網】	バスが便利である	-1.26
	15	【交通網】	鉄道が便利である	-1.10
	17	【交通網】	乗合タクシーが便利である	-1.05
	4	【産業振興】	外食や宴会等を行う場所が充実している	-1.04
	6	【産業振興】	企業、大学、市民、行政による連携した取組が進められている	-1.01
	5	【産業振興】	余暇を過ごす場所が充実している	-1.00

今後の取組の重要度-5位・下位5-

	NO.	分野	質問項目	重要度
【上位5】 ベスト5	31	【都市形成】	緊急時の消防・救急体制が整っている	1.71
	27	【都市形成】	安全でおいしい水道水が供給されている	1.66
	28	【都市形成】	防災や災害時の対策が整っている	1.64
	29	【都市形成】	犯罪を防ぐ対策が整っている	1.62
	46	【健康・医療・福祉】	医療機関が充実している	1.58
	14	【環境創造】	生活排水が適切に処理されている	1.58

	NO.	分野	質問項目	重要度
【下位5】 ワースト5	21	【交通網】	リニア市内停車駅の誘致の機運が高まっている	0.25
	59	【市民協働】	外国人住民との交流が活発に行われている	0.46
	57	【市民協働】	ボランティア活動が活発に行われている	0.68
	42	【文化振興】	芸術や文化に関わる機会が充実している	0.68
	62	【市民協働】	地域の個性が尊重されている	0.69
	36	【学び・子育て】	公民館などの施設や行事内容が充実している	0.70

■市民意向

④ワークショップ等での市民意向

カメトーク（若者（18歳～39歳の市民））からの意見聴取

亀山の居心地の良さ

- 豊かな自然や自動車による交通の便の良さ、公園等の遊ぶ場の充実が評価されているのに加え、本市の静かで落ち着く環境や人の優しさが評価されている。

亀山の居心地の悪さ

- 自然を生かしきれていない状況や、公共交通における交通の便の悪さ、医療・店舗の少なさに加え、イベントや行政サービス等の様々な情報が届かないことがあげられている。

10年後の亀山はこうなって欲しい

- 豊かな自然を生かすことや、教育への支援や学習環境の充実、子育て環境の充実、亀山らしさの確保、本市の知名度と魅力の向上に向けた取り組みの充実等があげられている。

■市民意向

④ワークショップ等での市民意向

「10年後の亀山市はこうなって欲しい」に対する主な意見

◆ 10年後の亀山はこうなって欲しい

自然を活かす

- 自然の資源を再エネに利用、かつ税収UPにつなげる

教育への支援

- 学校教育
 - 外国にルーツのある子どもの支援充実
 - 先生のモチベを上げる
 - 先生が楽しいと子どもも楽しい
 - 自然を活かした授業を

行きたくなる学校に

- 学校を良くする(行きたくなる学校)
- 学校には行ってほしい
- 学校に行かせないといけないのか？(選択肢を増やす)
- 大人の働き方も選択肢を広げる(リモートなどの選択肢)
- 多様な働き方ができる企業を誘致(子どもに多様性を示す)

子育てしやすい

- 子育てしやすい、より生活しやすい町になってほしい
- 子育て情報サイトの知名度を高めてほしい
- 子どもが増えて学校が増えて欲しい
- 少子化なのに保育に入りづらいと聞くので入りやすいようにしてほしい
- 子ども医療費や授業料の無償化の補助
- 補助を強化してほしい

● 情報を届ける

AI コンシェルジュをつくる。情報を必要なところへ

おもいやり

- おもいやりであふれた亀山がいい

今のままで

- 人は増えてほしいけど、治安の良さはそのままがいい
- 今の亀山のまま、サービスを充実させてほしい
- 発展はしてほしいが、自然の豊かさは残してください

住みやすい

- 自然豊かのまま、住みやすい町になってほしい
- 医療機関の充実

知名度アップ・魅力アップ

- “映えスポ”が増え、観光客を増やす
- 閑地区をもっと推して、県外の人を呼び込んでほしい、名物つくる？
- 亀山市といえばこれ！という観光地や商業施設
- 亀山市といえば！施設が欲しい
- 古民家をカフェとして活用・PRしてほしい
- ジビエを売り出してほしい

人が集まる場所がほしい

- 図書館など落ち着ける場所がほしい
- もっと他地域の人に図書館の良さが伝わってほしい
- 友だちと集まれる場所がある
- 人を呼ぶことができる場所に

人口増

- 人口減少を食い止める
- 土地の購入をもっと円滑に

電車を増やして

- 電車が30分に1本はほしい

安全・安心なまちに

- 安全・安心なまち
- 自転車通学の人でも危なくないように、街灯を多くしてほしい
- 街灯を増やしてほしい

個性 亀山らしさ

- 独自に発展してほしい
- 他の町がこうだから…、SNSで映えるから…、ではなく、亀山らしさで

活気あふれる

- 大きな企業ができ、良い就職先が増えるとよい
- リニア駅周辺に観光地、ショッピングモールなどができたら…
- リニアや買い物に行けるところが増えて活気のあるまち
- コストコができて欲しい
- 人の行き来がしやすく、活気あふれるまちになってほしい

- =Aグループ(18~25歳)
- =Bグループ(27~33歳)
- =Cグループ(35~39歳)

■市民意向

④ワークショップ等での市民意向

市民フォーラム（15歳以上の市民からの事前の意見聴取）

10年後の亀山市のまちの姿

- 豊かな自然の確保や暮らしやすさの充実、公共交通の便の確保、子育て環境の充実等があげられている。

市民フォーラム（15歳以上の市民（フォーラム参加者）からの意見聴取）

10年後の亀山市のまちの姿

- 自然環境の保全・活用や亀山市の魅力の発信、公共交通の利便性向上、娯楽の拠点・場所の整備、地域・団体間のつながりの確保等があげられている。

■市民意向

④ワークショップ等での市民意向

「10年後の亀山市のまちの姿」に対する主な意見

(2) 10年後の亀山市のまちの姿

技術の活用・歳入の拡大

- 超スピードな時代の流れを踏まえ、未来の技術を活用
- 歴史的なお祭り → 未来の技術で疑似体験
- 市の歳入を増加 (観光、ネーミングライツ)

亀山市の魅力

- 加太地区では駅を交流拠点として活用
- 地区ならではの魅力があり、移住者も増加
- 津や鈴鹿とは違う魅力がある
- みんながすごいと思える・感動を共有
- 文化や活動を伴って継続的にぎわいを
- 亀山の名産物を市民が大事にする

娯楽の拠点・場所

- 中高生が服を買ったり、カラオケしたりできるたまり場となる場所をつくる
- 図書館や児童センターなど公共施設を活用
- カラオケ、スポーツ、カルチャースクール等
- マルチに使える、気兼ねなく使える貸しスペース、フリースペースがある施設
- 人がたくさん、動きがたくさん
- 気軽に使える体育館があるといい

都市空間・生活の利便性

- 各地区に買い物ができる場所が必要
- コンパクトシティの実現。各地区が便利になるように
- 高齢者が集まるカフェのような場所

交通利便性の向上

- 交通については、時間帯・地域・対象者によって利便性の評価が異なる
- 高校生の足になるように交通を充実
- バスと電車の乗り継ぎが悪い・遅延あり

歴史・文化資源の保全・活用

- 関宿は、重要伝統的建造物群保存地区選定されて40周年
- ロケ地として活用できる景観スポットはたくさんあるので撮影都市としてPR
- 関宿は何もない良さ、流行に乗りすぎないにぎわいか資源
- 若い人が楽しめる、遊べる

自然資源の保全・活用

- 長期的な循環の仕組み
山の管理⇔公園の遊具を木製⇔メンテナンスはシルバー人材 (雇用創出)
- 石水溪が好きなので、残したい。

農業の持続

- 学校給食
地域の農産物の活用、有機食材の導入
- 地産地消を取り入れる
- 獣害対策と景観の関係も大事だが、被害が深刻化
- 農業維持のため働く場としての提供などを考える

働く場の確保

- 住み続けたくても働きたい業種がない
- 大きな会社で働き、安定した生活がしたい
- 市内企業の強みが控えめ、アピール不足…?

こどもの育ち・学び

- しっかりとしたこどもの権利条例の制定を
- 学童保育の指導員不足
- AI、コンピュータなどの教育
- 一人ひとりができることを 特徴を伸ばす

地域・団体間のつながり

- それぞれの地域のことを知り合うことが大事
- 地域まちづくり協議会間で共通の課題に取り組むことも必要
- 市内に良い取組をしている団体はたくさんあるが相互の交流は少なくつながっていない
- 市民団体を“つなぐ”中間支援組織が必要
- 人と人とのつながり 昔と比べて希薄に
- むくもりのないまちではいい人生を歩みづらい → 適度な距離感、ゆるやかなつながり

意見の交流・つながり

- もっと頻繁にみんなが話し合える、気軽に集まれる場が必要
- “遊び”的に、楽しく、市民・民間事業所・民間団体等との協力関係の構築
- 市民からの意見聴取の場を継続的&大規模に実施

医療に強いまち

- 医療は不可欠だが、亀山市は弱い

- = Aチーム
- = Bチーム
- = Cチーム

■今後のまちづくりの課題

①まちのにぎわいと多様な働く場の創出

- 本市が持つ様々な地域資源や地域特性を生かしながら、新たな産業集積や魅力的な雇用を創出するとともに、リニア中央新幹線三重県駅の設置等による広域交通網の更なる充実を図り、商工業や観光、農業等を生かしたまちのにぎわいや魅力づくりにつなげていく必要がある。

②子育てと教育の更なる充実

- 子育て環境や教育環境は「選ばれるまち」としての大きな要素となることから、豊かな自然環境、人のやさしさ、地域のつながりの強さなど、本市の特性を生かしながら、子育てと教育の更なる充実を図っていく必要がある。

③まちを支える自然環境の活用

- 鈴鹿川等源流域の森林・水系を守り支える活動を活発化することとあわせて、自然と身近にふれあえる空間に価値を見出している人々との交流を促したり、自然と共生しながら新たな産業や雇用を創出したりするなど、自然環境が備える機能を都市の魅力づくりに有効に活用していく必要がある。

④心豊かな暮らしの実現とまちへの愛着の醸成

- 生涯を通じた健康づくりを展開するとともに、様々な課題を抱える市民には、地域全体で医療や福祉等のセーフティネットを強化していく必要がある。また、スポーツ、文化活動など、様々な場面で市民が生き生きと過ごせる場づくりが必要であり、こうした取り組みにより、市民の自分らしい生き方や心豊かな暮らしを下支えし、まちへの愛着や誇りを醸成していく必要がある。

■今後のまちづくりの課題

⑤住みやすい生活環境の整備

- 鉄道、バス等の公共交通、買物や飲食、遊び・娯楽についての評価は低く、その改善を図るとともに、子どもたちの遊び場や若者が集う場の確保、犯罪や災害からの安全性の確保など、住みやすいまちの条件となる生活環境の整備に取り組んでいく必要がある。

⑥人のやさしさを生かした多様な連携による地域の活性化

- 人と人とのつながりを大切にしたい。これまでの市民参画や地域との協働によるまちづくりを定着させていながら、生涯学習による学びの機会の充実や、様々なノウハウを持つ企業・大学等との連携も加え、地域課題の解決や新たな価値の創出、地域の活性化につなげていく必要がある。

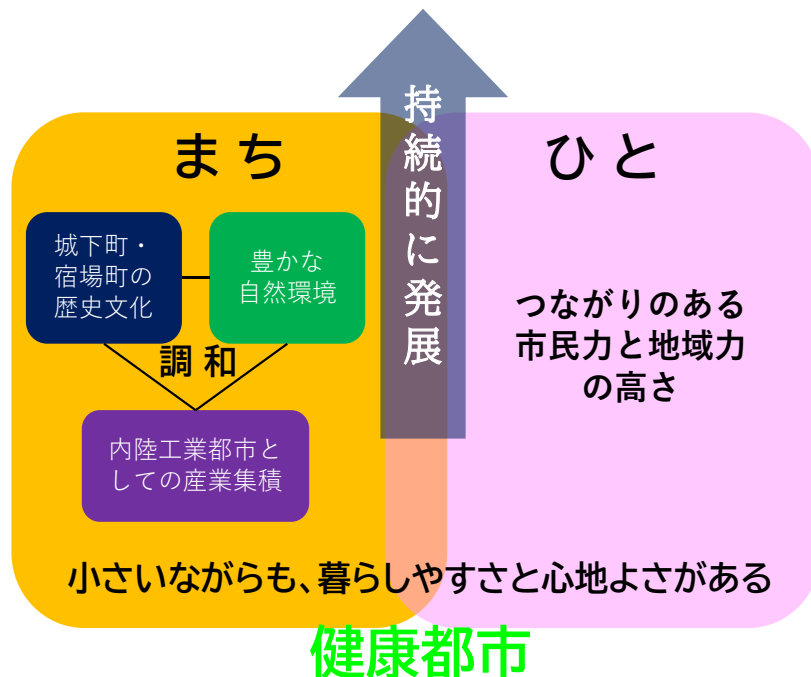
⑦持続可能な発展を下支えする行政経営の推進

- 物価等の高騰に加え、義務的経費の上昇は、今後も継続することが予測され、更なる財政状況の悪化が市民サービスに影響を及ぼすことが懸念される一方、持続可能な都市の発展に向け、魅力的で活力のある都市形成を図るため、将来を見据えた安定的な財政運営に向けた財政構造の確立と、効率的で効果的な市政運営に努める必要がある。

■将来都市像

【第2次総合計画 将来都市像】

歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま



亀山市は、豊かな自然環境に恵まれ、歴史が織り成した城下町・宿場町としての佇まいがあります。また、人と人々が支え合う、つながりのある市民力と地域力の高さを持っています。一方、古くから交通の要衝として栄え、近年は、多様な産業が集積する内陸型工業都市としての性格を強めています。

このような亀山市は、顔の見える5万都市として、小さいながらも「暮らしやすさ」や「心地よさ」を備えた活力のある都市へと成長してきました。これからも、亀山市の魅力である豊かな緑や歴史文化と共生しながら、交通拠点性を高め、持続的に成長する都市でありたいと考えます。

地域に根ざした自然・歴史・産業が調和した「まち」、心身ともに健やかな日々を過ごせる「ひと」の暮らす亀山市。こうした亀山市の心地よさを「まち」も「ひと」も健康な状態であると捉え、それをさらに高め、次代へつなげるため、持続的に発展し続けられる「健康都市」でありたいという想いを、将来都市像『歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま』として示しています。

■将来都市像

【第3次総合計画における「将来都市像」】

基本的な考え方を踏まえた上で、今後設定します

基本的な考え方

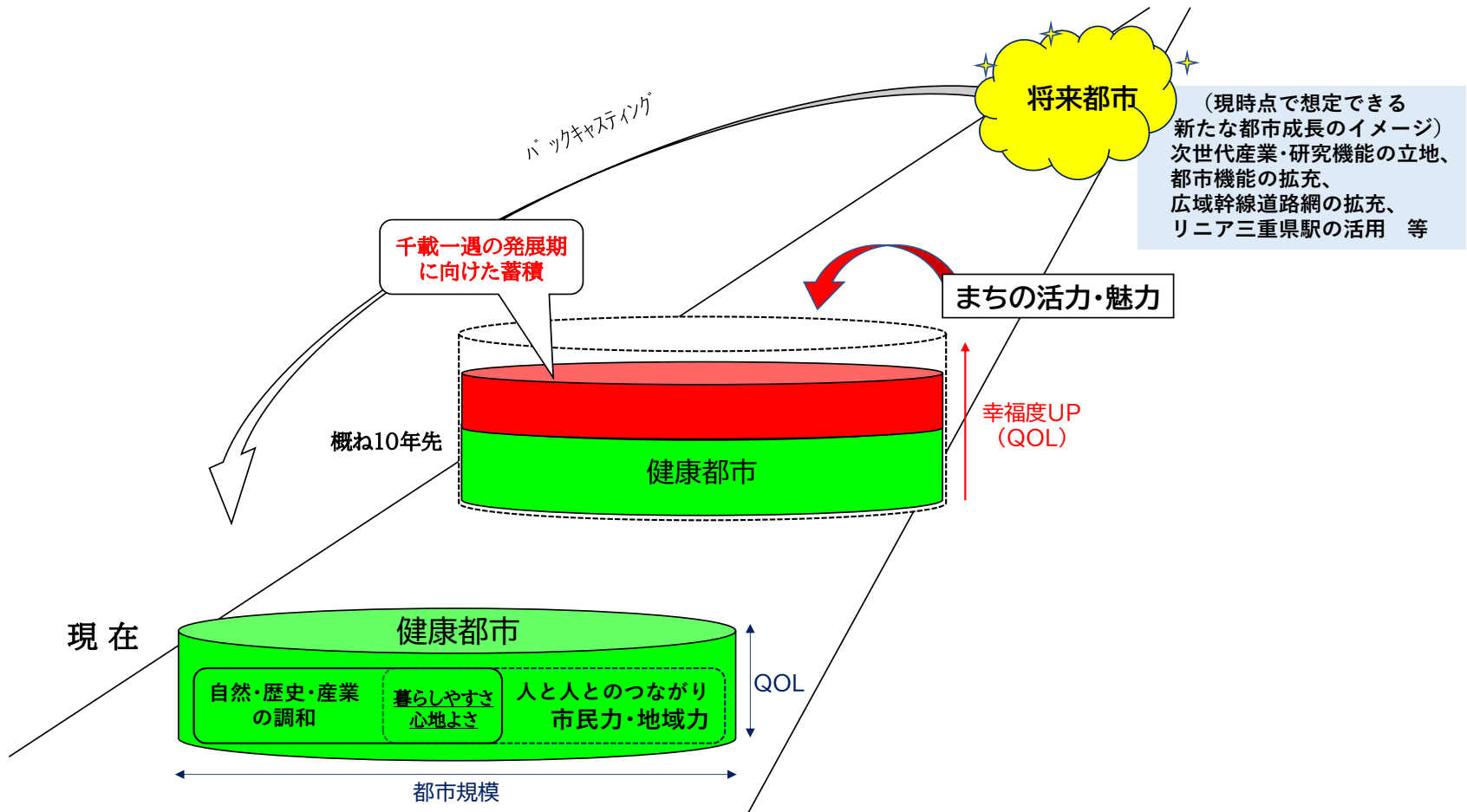
■自然・歴史・産業のバランスの良さや人と人とのつながりが築き上げた地域力による、「暮らしやすさや心地よさ」を重視した「健康都市」の形成は、本市のまちづくりの基礎的要素として恒常的なものであるため、今後も堅持していく。その上で、概ね10年先（総合計画期間）を見通す中では、人口減少社会の中で、社会増等により人口減少を抑制していくためにも、一層、暮らしやすさ等が向上した、市民の幸福度が高まるまちでありたいと考える。

■一方、本市は、古代鈴鹿関や近世の東海道三宿の時代から「交通の要衝」として栄え、近年では、内陸型工業都市として多様な産業集積が促進された。本市には、こうした人流・物流等の交通拠点性の高さがあり、その優位性を発揮させることで、将来、次世代産業・研究機能の立地による重層的な産業構造の確立や、新庁舎を含めた中心的都市拠点の活性化が期待でき、それらは、リニア中央新幹線のゲートウェイ機能の設置や、鈴鹿亀山道路（（仮称）川崎下庄線IC設置）等の広域幹線道路網の拡充により、加速化することが見込まれる。こうした新たな都市成長への長期展望に向けては、既に一部にその芽吹きも見られるところである。そこで、これらを本市の千載一遇のチャンスと捉え、将来の発展期を見据えつつ、そこからバックキャストした、概ね10年先までの目指す姿を「将来都市像」とすることとする。

■しかしながら、期待される将来の発展期は必然ではない。同時に、概ね10年先までは、その成長期へと向かう途中であることから、その過程におけるまちの活力や魅力の蓄積こそが、新たな都市成長を確実なものとしていく。そのため、健康都市の理念を基礎としながら、未来思考でハード・ソフト両面から活力と魅力があるまちでありたいと考える。

■将来都市像

第3次総合計画における「将来都市像」の概念図



■目指すまちのイメージ

【第2次総合計画 「目指すまちのイメージ」】

■快適に過ごせるまち

人々の暮らしにおける利便性向上に必要な都市機能と、自然や歴史文化などの魅力が調和したまち

■心と体の豊かさを感じられるまち

人々が住み慣れた地域において、心身ともに健康で生きがいを持ちながら充実した生涯を過ごせるまち

■活力あるまち

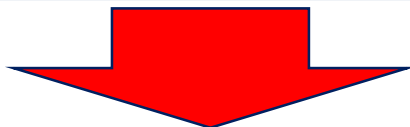
東西交通の要衝としての充実した交通基盤を生かし、広域的な連携・交流と、活発な産業が展開されるまち

■豊かな子育てができるまち

亀山市ならではの充実した子育て支援と、質の高い教育に支えられながら、市全体が子どもたちの成長を見守る中で、豊かな子育てができるまち

■つながりと交流のあるまち

人と人がつながり、絆のある地域が自立しながら、多様な交流にあふれるまち



1. 第3次総合計画・基本構想（骨子）について <骨子案：P21～22>

■目指すまちのイメージ

【第3次総合計画 「目指すまちのイメージ」】

活力が魅力を高めるまち

- 広域交通網を生かすことで、新たな交流や投資が呼び込まれ、まちや産業が成長し、新たな価値や雇用、まちのにぎわいが生まれている。
- 本市が持つ様々な資源を磨き上げ、魅力を発信することで、市内外から評価されている。

子どもの笑顔が輝くまち

- 子どもを、市民・地域・まちが支え、未来を育むことで、子どもたちに笑顔があふれ、子育てがしたいまちとして選ばれている。
- 子どもたちが、個性を生かし、可能性を広げる多様な学びの場で成長している。

豊かな自然が暮らしを支えるまち

- 豊かな自然環境を守り、活用することで、自然と共生する環境が将来にわたって確保されている。
- 多様な生物が関わる生態系からの恵みにより、市民の心豊かな生活が支えられている。

■目指すまちのイメージ

【第3次総合計画 「目指すまちのイメージ」】

誰もが健康で生き生きと輝くまち

- 誰もが心身の状態に応じて、健やかに生きがいを持ち、その人らしく生き生きと暮らせる、地域社会が形成されている。
- 地域文化を生かした活動が、まちを育み、人と人を結び、心豊かな暮らしに寄与している。

安全・快適で暮らしやすいまち

- 心身ともに快適で安全に暮らすことができるよう、良好な都市機能や居住環境と、安全で災害に強い都市基盤が整っている。
- 消防力の強化と地域ぐるみの助け合いによる防犯・防災等の活用により、暮らしの安全・安心が確保されたまちが形成されている。

やさしさがつながりと活気を育むまち

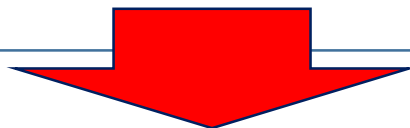
- 多様な主体がつながり、学び合い、活動することで、一人ひとりの「やってみたい」が地域の力、まちの活力につながっている。
- 人々がまちの魅力に共感し、交流が広がることで、住みたいまちとして選ばれている。

■まちづくりの基本方針

【第2次総合計画 まちづくりの基本方針】

市民力・地域力が輝くまちづくり

■第1次総合計画における「まちづくりの基本的な考え方」である『市民力で地域力を高めるまちづくり』は、10年の時を経る中で、平成22年4月に亀山市まちづくり基本条例を施行し、平成28年4月に亀山市地域まちづくり協議会条例を施行するなど、市民と地域が主体となるまちづくりの根幹となる考え方を明らかにするとともに、地域まちづくり協議会の市全域での設立という成果を生み出しました。これから、将来都市像の具現化を図るためには、多くの課題を解決していかなければなりません。そのためには、市民・団体・地域・事業者など亀山市に関わるすべての主体がそれぞれの持つ力を合わせ、連携・協働してまちづくりを進めることが重要です。こうしたことから、市民と地域の持つ力を生かし、輝かせるまちづくりとして、『市民力・地域力が輝くまちづくり』を、今後のまちづくりの基本方針として位置づけます。



■まちづくりの基本方針

【第3次総合計画における「まちづくりの基本方針」】

多彩なつながりで幸福度を高める まちづくり

■本市はこれまで、「亀山市まちづくり基本条例」に基づくまちづくりを推進する中で、人と人とのつながりや支え合いを大切にする市民性も相まって、市内のすべての地域まちづくり協議会で地域づくり活動が展開され、また、幅広い分野において市民活動団体の取り組みも実施されるなど、参画と協働によるまちづくりの風土が根つきつつある。

■一方、私たちは、未曾有の感染症ショックと長期化したコロナ禍を克服する過程において、しなやかな地域社会の形成と、それを支える人と人とのつながりの大切さを再認識することとなった。

■本市は今、長期的な展望の下に、新たな都市成長が期待できる未来へのつながりを築き上げていく過渡期にある。そのため、今後も、将来都市像の実現を目指し、持続的に発展し続けられるまちづくりを着実に進めていかなければならない。

■そこで、市民・団体・企業・関係人口等の多彩な個の輝き（市民力）と、有形無形の地域資源が織り成す独自の文化を本市の地域力として捉え、それらを生かし、多様な主体の連携・協働や公民の協創等のつながりによって磨き上げながら、ここに暮らし、集う人々の幸福度（身体的・精神的・社会的な豊かさ）を高めるまちづくりを進めていく。

■将来推計人口

（1）基本的な考え方

- 本年度改訂予定の「亀山市人口ビジョン」に基づき、将来人口の見通しを位置付ける。

<亀山市人口ビジョン（骨子案）における、亀山市の将来人口の見通し>

【令和6（2024）年人口による社人研準拠推計】

- 令和6年までの実績を踏まえて令和7（2025）年の国勢調査ベースの人口を推計し、これを基準人口として、社人研の合計特殊出生率（子ども女性比）及び純移動率の設定値により推計。

【独自推計ケース1（合計特殊出生率）×ケースA（純移動率）】

- 上記の令和7（2025）年推計人口を基準人口とし、合計特殊出生率はケース1（令和7（2025）年1.40、令和32（2050）年1.65）、純移動率はケースA（「20～24歳→25～29歳」より上の年齢は実績値がマイナスになる場合はゼロ）を採用して推計。

【独自推計ケース2（合計特殊出生率）×ケースB（純移動率）】

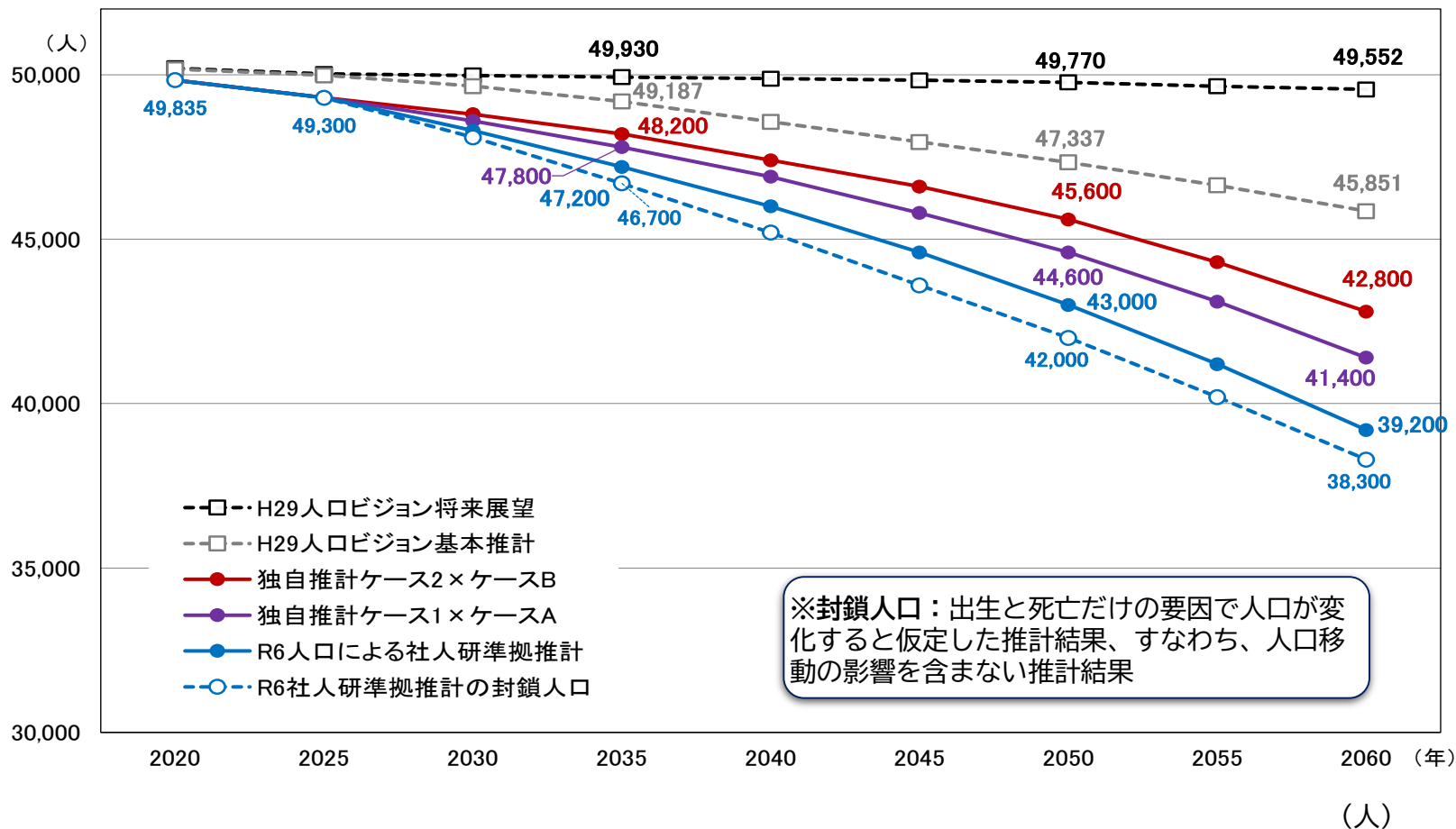
- 上記の令和7（2025）年推計人口を基準人口とし、合計特殊出生率はケース2（令和7（2025）年1.40、令和32（2050）年1.70）、純移動率はケースB（「20～24歳→25～29歳」から「40～44歳→45～49歳」は+0.01）を採用して推計。

1. 第3次総合計画・基本構想（骨子）について

<骨子案：P25>

■将来推計人口

亀山市人口ビジョンにおける将来人口の推計結果

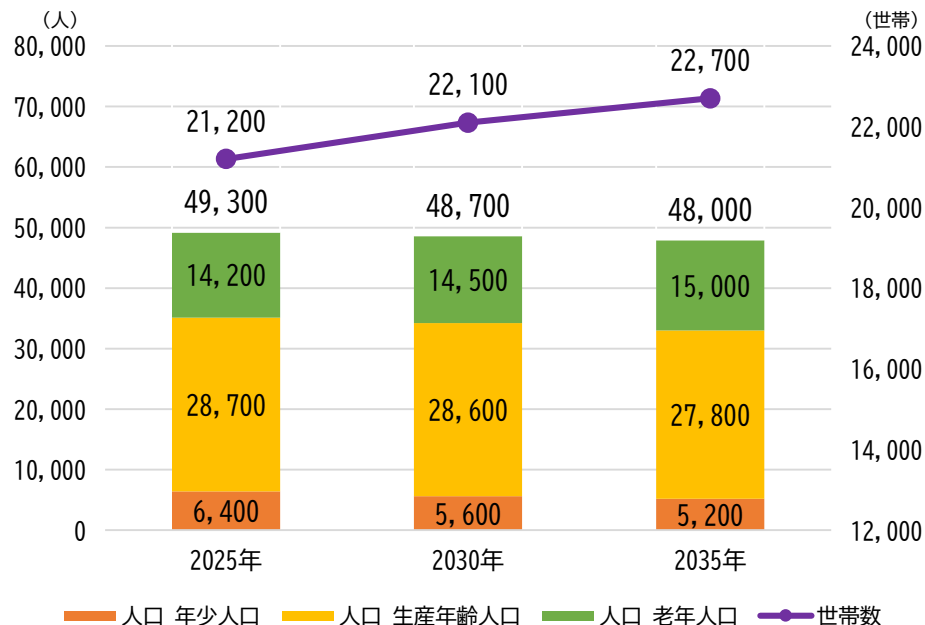


	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
将来人口の見通し	48,700	48,000	47,100	46,200	45,100	44,000	42,300

■将来推計人口

(2) 将来人口推計

- 亀山市人口ビジョン（骨子案）における長期展望による将来推計人口は、将来にわたり人口減少傾向が続くと見通している。
- 本市の将来推計人口は、人口減少抑制に向けた、雇用の創出や移住促進、子育て支援策の充実など、総合的な人口減対策を講じることで、合計特殊出生率の上昇や子育て世代の社会増の実現を目指すこととし、これらにより、概ね10年後の2035（令和17）年の**総人口を48,000人**、**総世帯数を22,700世帯**と見通す。



- 長期的には、次世代産業等の立地や鈴鹿亀山道路インターチェンジの設置、リニア中央新幹線三重県駅の設置等に伴う産業集積や居住の促進等により、人口の社会増が期待できるところであるが、現時点においては、これらの波及効果による具体的な試算はできないことから、将来推計人口には反映していない。

■第2次総合計画 施策の大綱

目指すまちのイメージ

快適に過ごせるまち

心と体の豊かさを感じられるまち

活力のあるまち

豊かな子育てができるまち

つながりと交流のあるまち

施策の大綱

快適さを支える生活基盤の向上

健康で生きがいを持てる暮らしの充実

交通拠点性を生かした都市活力の向上

子育てと子どもの成長を支える環境の充実

市民力・地域力の活性化

■第3次総合計画における「政策の大綱」の骨格

目指すまちのイメージ

活力が魅力を高めるまち

子どもの笑顔が輝くまち

豊かな自然が暮らしを支えるまち

誰もが健康で生き生きと輝くまち

安全・快適で暮らしやすいまち

やさしさがつながりと活気を育むまち

政策の大綱

まちの活力とにぎわいの向上

子どもたちの成長と学びを支える環境の充実

自然との共生と次世代への継承

健やかで生き生きと活躍できる社会の形成

安全で快適な生活空間の創出

多様な連携と交流によるまちの活性化

■都市空間形成と土地利用の方針

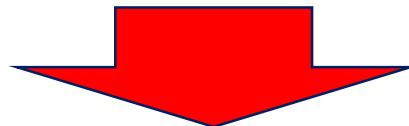
【第2次総合計画 都市空間形成方針】

<都市空間形成の基本方針>

- 住みやすさの向上に重点を置いた土地利用の推進
- 地形や自然環境、交通網の充実など市の魅力の発揮
- 災害に対する防災力と災害発生時の都市機能の維持・確保
- 充実した交通網を生かした近隣市との広域連携の強化

<都市空間形成の基本的な考え方>

- ①中心的都市拠点の強化
- ②交通拠点性の強化による都市活力の向上
- ③コンパクトなまちづくりの推進と適切な土地利用の誘導
- ④心地よい居住環境の形成
- ⑤安全な居住環境確保に向けた都市の安全性の向上
- ⑥近隣市との連携強化



■都市空間形成と土地利用の方針

【第3次総合計画における「都市空間形成及び土地利用の方針」の骨格】

本市は、東海道並びに国道1号（旧国道1号含む）や国道306号周辺等の幹線道路周辺、高速道路のインターチェンジ周辺等の都市的土地利用と、市域の約50%を山林が占め、市内を鈴鹿川や中ノ川が横断するなど、自然豊かな土地利用が融合した都市である。また、市内各所に集落を含めた居住地が広がり、地域ごとの特徴を持った住環境が整っている。

そこで、丘陵部地形によるコンパクトな集約型の都市構造を生かし、暮らしやすさの向上を図るため、拠点の利便性向上と拠点と地域をつなぐネットワークの強化により、都市活力を備えた都市形成を目指す。

（1）都市空間形成方針の基本的な考え方

①都市拠点の機能向上・再構築と交通ネットワークの充実

- 多様な機能が集積した中心的市街地であるJR亀山駅周辺について、新庁舎整備も見据えながら都市機能の再構築や利便性の向上、生活に身近な河川空間の利活用に取り組む。
- JR関駅・井田川駅周辺や国道306号沿道における都市機能と土地利用の最適化を進める。
- 市内全域から中心的都市拠点等へのアクセス性を高め、全ての市民にとって暮らしやすい、生活圏の形成を目指す。

②集約型都市構造による持続可能な都市経営の実現

- 都市拠点周辺や既成市街地への居住の促進と各地域の拠点周辺の集落地の居住環境を確保し、拡散型からコンパクトプラスネットワークの都市構造への更なる誘導を図る。
- 市民の生活利便性の向上や地域コミュニティの再構築、持続可能な都市経営の実現を目指す。

■都市空間形成と土地利用の方針

③魅力的で災害に強い都市づくり

- 鈴鹿川等源流域を含む鈴鹿の山並みに加え、河川流域に位置する農地等を、将来にわたり守り・生かすことで、本市の安全でおいしい水や豊かな自然を確保する。
- 気候変動等による水害リスクの拡大を踏まえ、国、県と連携した河川整備を促進し、地域の治水安全度を高めるとともに、山林や農地、丘陵部の斜面緑地等の適正な保全と管理を行うことで、安全・安心で災害に強いまちづくりを目指す。

④新たな土地利用による都市の成長

- 新たな産業団地の整備や、鈴鹿亀山道路のインターチェンジ及びリニア中央新幹線三重県駅の設置など、新たな土地利用を生み出すプロジェクトを本市の都市成長につなげるまちづくりを展開する。

⑤広域連携による生活圏の形成

- 広域的視点での本市の位置づけを踏まえた都市形成を図るとともに、生活圏全体の利便性向上と連携強化を図る。
- 広域化する生活圏への対応や経済活動の活性化のため、広域ネットワークの充実を促進する。

(2) 土地利用の基本的な考え方

- 都市空間形成方針の基本的な考え方に基づき、本市の目指すべき都市形成に向けたゾーニングと各ゾーンの土地利用の考え方を整理する。

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について〈骨子案：P31～32〉

第3次総合計画前期基本計画 計画骨格(基本施策フレーム)案 対照表

施策の大綱	第2次亀山市総合計画後期基本計画(R4～R7)		2次後期 基本施策	第3次総合計画前期基本計画 (R8～R11)	政策の大綱	変更理由
	基本施策【32】			基本施策(案)【32】		
1 快適さを支える生活基盤の向上	1-1	(1)魅力的な都市空間の形成	1-1	(1)都市空間の魅力化と交通拠点性の向上	1 まちの活力とにぎわいの向上	本市の特徴である交通拠点性を生かした都市空間の魅力化をより一層進めることで、まちに活力を生み出すため。
	1-2	(2)住環境の向上	3-5			
	1-3	(3)上下水道の充実	3-1	(2)企業活動の促進と雇用の確保		
	1-4	(4)道路の保全・整備	3-2	(3)商工業・観光の活性化		
	1-5	(5)地域公共交通の充実	3-4	(4)農業の活性化		
	1-6	(6)防災・減災対策の強化	3-3	(5)歴史文化を生かしたまちづくりの推進		本市の優れた歴史文化を活用したまちづくりを通じて、地域の活力とにぎわいを促進し、持続可能な発展につなげるため。
	1-7	(7)消防力・地域安全の充実	1-10			
	1-8	(8)脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進と循環型社会の構築				
	1-9	(9)自然との共生				
	1-10	(10)歴史文化を生かしたまちづくりの推進				
2 健康で生きがいを持てる暮らしの充実	2-1	(1)健康づくりの推進と地域医療の充実	4-1	(1)子ども・子育て支援の充実	2 子どもたちの成長と学びを支える環境の充実	
	2-2	(2)地域福祉力の向上	4-2	(2)学校教育の推進と学習環境の充実		
	2-3	(3)高齢者の地域生活支援の充実	1-8	(1)脱炭素化の促進と循環型社会の形成	3 自然との共生と次世代への継承	森林の整備・保全と鈴鹿川等源流域の自然環境の保全を一体的に推進し、森林の持つ多面的機能の更なる向上につなげるため。
	2-4	(4)障がい者の自立と社会参加の促進	1-9	(2)森林づくりの推進と源流域の保全		
	2-5	(5)学びによる生きがいの創出	3-3	(3)生物多様性の保全と野生鳥獣との共生		
	2-6	(6)文化芸術の推進	1-9	(3)生物多様性の保全と野生鳥獣との共生		これまでの農業経営上の取り組みとしていた有害鳥獣の被害対策を野生鳥獣の適正管理の観点から、生物多様性の保全と一体的に取り組むため。
	2-7	(7)スポーツの推進	3-3			
3 交通拠点性を生かした都市活力の向上	3-1	(1)企業活動の促進・働く場の充実	2-1	(1)健康づくりの推進と地域医療の充実	4 働かなくても生き生きと活躍できる社会の形成	
	3-2	(2)地域に根ざした商工業の活性化	2-2	(2)地域福祉・生活支援の充実		
	3-3	(3)農林業の振興	2-3	(3)高齢者福祉の充実		
	3-4	(4)まちづくり観光の活性化	2-4	(4)障がい者福祉の充実		
	3-5	(5)広域的な交通拠点性の強化	2-6	(5)文化芸術の推進		
			2-7	(6)スポーツの推進		
4 子育てと子どもの成長を支える環境の充実	4-1	(1)子どもたちの豊かな学びと成長を支える環境の充実	1-6	(1)防災・減災対策の強化	5 安全で快適な生活空間の創出	
	4-2	(2)安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進	1-2	(2)住環境の向上		
			1-4	(3)道路の保全・整備		
			1-3	(4)上下水道の充実		
			1-5	(5)地域公共交通の充実		
5 市民力・地域力の活性化	5-1	(1)自立した地域まちづくり活動の促進	1-7	(6)消防力・地域安全の充実		
	5-2	(2)市民参画・交流活動の促進と協働の推進	5-1	(1)地域まちづくり活動の促進	6 多様な連携・交流によるまちの活性化	
	5-3	(3)移住・定住の促進	5-2	(2)協働・協創の推進		
	5-4	(4)人権の尊重とダイバーシティ社会の推進	2-5	(3)生涯学習の推進		
行政経営	6-1	(1)組織力の強化と働き方改革の推進	5-2	(4)多様な交流の促進	行政経営	生涯学習における学びを通じた地域の活性化や交流につなげるため 移住者や他地域の人々との交流を通じて、多様な価値観や文化に触れることで、地域の活性化と持続可能なコミュニティの構築につなげるため。
	6-2	(2)財産・情報の適正な管理・活用	5-3	(5)人権の尊重とダイバーシティ社会の推進		
	6-3	(3)行政DXの推進	5-4			
	6-4	(4)持続性を保つ健全な財政運営				
			5-2	(1)開かれた市政の推進		
			6-1	(2)行財政システム改革の推進		
		6-2	(3)公有財産の適正管理・活用			
		6-1	(4)組織力・人材育成の強化と働き方改革の推進			
		6-3	(5)行政DXの推進			
						市政の透明性を高めるとともに、市政への市民参加を促進し、信頼に基づく公正な市政を推進するため。

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について

■第3次総合計画前期基本計画において追加した視点

政策の大綱	第3次総合計画前期基本計画(R8～R11)	
	基本施策【32】	第3次総合計画前期基本計画において追加した視点
1. まちの活力とにぎわいの向上	(1)都市空間の魅力化と交通拠点性の向上	本市の特徴である交通拠点性を生かした都市空間の魅力化をより一層進めるため、第2次総合計画後期基本計画の基本施策である「魅力的な都市空間の形成」と「広域的な交通拠点性の強化」を統合
	(2)企業活動の促進と雇用の確保	基本施策の位置付けについては、変更なし
	(3)商工業・観光の活性化	商工業に加え、観光も本市の主要な産業として捉え一体的に推進するため、第2次総合計画後期基本計画の基本施策である「地域に根ざした商工業の活性化」と「まちづくり観光の活性化」を統合
	(4)農業の活性化	第2次総合計画後期基本計画の基本施策では「農林業の振興」としていたが、農業のみで一つの基本施策とし、林業については、政策の大綱3に記載
	(5)歴史文化を生かしたまちづくりの推進	本市の優れた歴史文化を活用したまちづくりを通じて、地域の活力とにぎわいを促進し、持続可能な発展につなげるため、第2次総合計画後期基本計画において、施策の大綱1「快適さを支える生活基盤の向上」の基本施策としていたものを、まちの活力につながるための基本施策に位置付け
2. 子どもたちの成長と学びを支える環境の充実	(1)子ども・子育て支援の充実	基本施策の位置付けについては、変更なし
	(2)学校教育の推進と学習環境の充実	基本施策の位置付けについては、変更なし
3. 自然との共生と次世代への継承	(1)脱炭素化の促進と循環型社会の形成	基本施策の位置付けについては、変更なし
	(2)森林づくりの推進と源流域の保全	森林の整備・保全と鈴鹿川等源流域の自然環境の保全を一体的に推進し、森林の持つ多面的機能の更なる向上につなげるため、第2次総合計画後期基本計画の基本施策の「自然との共生」に林業の振興を統合
	(3)生物多様性の保全と野生鳥獣の充実	これまで農業経営上の取り組みとしていた有害鳥獣の獣害対策を、野生鳥獣の適正管理の観点から、生物多様性の保全と一体的に取り組むため、第2次総合計画後期基本計画の基本施策の「自然との共生」のうちの生物多様性の保全と、「農林業の振興」のうちの野生鳥獣に関する施策を統合

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について

政策の大綱	第3次総合計画前期基本計画(R8～R11)	
	基本施策【32】	第3次総合計画前期基本計画において追加した視点
4. 健やかで生き生きと活躍できる社会の形成	(1)健康づくりの推進と地域医療の充実	基本施策の位置付けについては、変更なし
	(2)地域福祉・生活支援の充実	基本施策の位置付けについては、変更なし
	(3)高齢者福祉の充実	基本施策の位置付けについては、変更なし
	(4)障がい者福祉の充実	基本施策の位置付けについては、変更なし
	(5)文化芸術の推進	基本施策の位置付けについては、変更なし
	(6)スポーツの推進	基本施策の位置付けについては、変更なし
5. 安全で快適な生活空間の創出	(1)防災・減災対策の強化	基本施策の位置付けについては、変更なし
	(2)住環境の向上	基本施策の位置付けについては、変更なし
	(3)道路の保全・整備	基本施策の位置付けについては、変更なし
	(4)上下水道の充実	基本施策の位置付けについては、変更なし
	(5)地域公共交通の充実	基本施策の位置付けについては、変更なし
	(6)消防力・地域安全の充実	基本施策の位置付けについては、変更なし

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について

政策の大綱	第3次総合計画前期基本計画(R8～R11)	
	基本施策【32】	第3次総合計画前期基本計画において追加した視点
6. 多様な連携・交流によるまちの活性化	(1)地域まちづくり活動の促進	基本施策の位置付けについては、変更なし
	(2)協働・協創の推進	第2次総合計画後期基本計画の基本施策「市民参画・交流活動の促進と協働の推進」のうち、市民活動の活性化と協働の推進に関する施策に、多様な主体との連携拡大などの協創に関する施策を新たに追加
	(3)生涯学習の推進	生涯学習における学びを通じた地域の活性化や交流を促進するため、第2次総合計画後期基本計画において施策の大綱2「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」の基本施策としていたものを、政策の大綱6「多様な連携・交流によるまちの活性化」における基本施策に位置付け
	(4)多様な交流の促進	移住者や他地域の人々との交流を通じて、多様な価値観や文化に触れることで、地域の活性化と持続可能なコミュニティの構築につなげるため、第2次総合計画後期基本計画の基本施策「移住・定住の促進」に、市民交流の促進を統合
	(5)人権の尊重とダイバーシティ社会の推進	基本施策の位置付けについては、変更なし
行政経営	(1)開かれた市政の推進	市政の透明性を高めるとともに、市政への市民参加を促進し、信頼に基づく、公正な市政を推進するため、広報・広聴の充実と、コンプライアンスの推進、行政情報の適正な公開・運用を一体化し基本施策に位置付け
	(2)行財政システム改革の推進	第2次総合計画後期基本計画の基本施策「持続性を保つ健全な財政運営」に行政システムの改革の視点を追加
	(3)公有財産の適正管理・活用	第2次総合計画後期基本計画の基本施策「財産・情報の適正な管理・活用」のうち、公有財産に関する施策のみで基本施策を位置付け
	(4)組織力・人材育成の強化と働き方改革の推進	第2次総合計画後期基本計画の基本施策「組織力の強化と働き方改革の推進」からコンプライアンスの推進に関する施策を除き、基本施策に位置付け

1. まちの活力とにぎわいの向上

【目指すまちのイメージ】

活力が魅力を高めるまち

<基本施策>

- (1) 都市空間の魅力化と交通拠点性の向上
- (2) 企業活動の促進と雇用の確保
- (3) 商工業・観光の活性化
- (4) 農業の活性化
- (5) 歴史文化を生かしたまちづくりの推進

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について<骨子案：P35～36>

政策の大綱：1. まちの活力とにぎわいの向上

基本施策（1）都市空間の魅力化と交通拠点性の向上

【目指す姿】

市内外の人が、広域交通の利便性を生かした魅力的でにぎわいのある都市空間のもと、活発に交流や活動を行っています。

【主な施策の方向】

- ◎交通の利便性を生かした都市の形成
- ◎活力ある市街地の形成
- ◎安らぎのある都市空間の創出

【主な施策】

- ・広域交通網を生かした土地利用の促進
- ・既存都市基盤や地域特性等に応じた都市機能・居住機能の誘導と土地利用の促進
- ・地域ニーズに対応した公園・緑地の整備・活用

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について<骨子案：P37～38>

政策の大綱：1. まちの活力とにぎわいの向上

基本施策（2）企業活動の促進と雇用の確保

【目指す姿】

多様な企業が、集積し産業都市として更なる成長を遂げ、安定した雇用を創出しています。

【主な施策の方向】

- ◎企業誘致と産業基盤の強化
- ◎既存企業の事業活動の強化
- ◎雇用の促進と労働環境の整備
- ◎企業との連携によるまちづくりの推進

【主な施策】

- ・企業立地ニーズに対応する新たな産業団地と産業インフラの確保
- ・既存企業の事業展開・拡大の促進
- ・官民連携による働きやすい職場環境づくりの促進
- ・CSR活動など、企業における環境負荷の軽減等に向けた活動の拡大とGXの促進

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について<骨子案：P39～40>

政策の大綱：1. まちの活力とにぎわいの向上

基本施策（3）商工業・観光の活性化

【目指す姿】

来訪者や市内事業者が、地域の魅力に共感し、活発な経営や交流を行っています。

【主な施策の方向】

- ◎にぎわいある商業地域の形成
- ◎事業者等の支援と経営力強化の促進
- ◎亀山ブランドの強化
- ◎多彩な観光資源を生かしたまちづくり観光の促進
- ◎観光誘客の推進
- ◎持続可能な観光体制と受け入れ環境の強化

【主な施策】

- ・小規模事業者等の魅力向上と商業地域の活性化
- ・事業者との協働による亀山ブランドの魅力発信と普及・拡大の促進
- ・観光資源を活用した体験型・滞在型観光による市内の回遊性の向上

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について<骨子案：P41～42>

政策の大綱：1. まちの活力とにぎわいの向上

基本施策（4）農業の活性化

【目指す姿】

農業者が、持続可能な農業経営を行っています。

【主な施策の方向】

- ◎持続可能な農業経営の促進
- ◎農地の保全と管理
- ◎農産物の魅力化の向上
- ◎農地の有効利用
- ◎農業の多様化と地域資源の活用
- ◎防疫対策と畜産振興

【主な施策】

- ・意欲ある若者等の就農への支援
- ・消費者動向を踏まえた関係機関と連携した農産物生産への支援
- ・亀山茶の情報発信と販路拡大の促進

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について<骨子案：P43～44>

政策の大綱：1. まちの活力とにぎわいの向上

基本施策（5）歴史文化を生かしたまちづくりの推進

【目指す姿】

市民・事業者・行政が、地域の歴史文化に誇りをもち継承と創造を重ねながら、魅力あるまちづくりを進めています。

【主な施策の方向】

- ◎東海道の歴史文化資産の整備・活用と歴史的風致の維持・向上
- ◎文化財の保存・活用と地域の活性化
- ◎歴史資産資料等の公開と活用の推進

【主な施策】

- ・東海道の統一性のある環境整備と市域の歴史文化資産を生かした魅力あるまちづくりの推進
- ・史跡追加指定に向けた鈴鹿関跡の学術調査の継続と他の史跡等も含めた適切な保存・活用
- ・歴史資産等のデジタル・アーカイブ化と情報発信の推進

2. 子どもたちの成長と学びを支える環境の充実

【目指すまちのイメージ】

子どもの笑顔が輝くまち

<基本施策>

- (1) 子ども・子育て支援の充実
- (2) 学校教育の推進と学習環境の充実

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について＜骨子案：P47～48＞

政策の大綱：2. 子どもたちの成長と学びを支える環境の充実

基本施策（1）子ども・子育て支援の充実

【目指す姿】

子どもが、多様な支援のもとで健やかに成長し、安心して過ごしています。

【主な施策の方向】

- ◎多様化する保育ニーズへの対応と保育環境の充実
- ◎育みの希望を広げる支援の充実と切れ目のない支援体制の強化
- ◎子どもの育ちを支える社会的支援の強化
- ◎発達支援・特別支援の充実
- ◎子どもの居場所づくりの推進

【主な施策】

- ・認定こども園を基本とした保育施設の整備
- ・妊娠期から始まる切れ目のない相談支援と産後ケア事業の拡充
- ・要保護児童のいる家庭等への適切な支援と個別ニーズに応じた支援体制の整備

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について＜骨子案：P49～50＞

政策の大綱：2. 子どもたちの成長と学びを支える環境の充実

基本施策（2）学校教育の推進と学習環境の充実

【目指す姿】

子どもが、それぞれの個性と能力を発揮し、地域とともに安全で快適かつ多様な学びの場で、成長しています。

【主な施策の方向】

- ◎安全・安心で快適な学校環境の整備
- ◎持続可能な学校給食の提供と食育の推進
- ◎すべての子どもが学び続けられる教育の充実
- ◎学校教育の質を高める環境と人材の整備
- ◎地域と共にある学校づくり
- ◎地域全体で子どもを育む風土と家庭の学びの醸成
- ◎青少年の安全・安心と健やかな成長を支える地域環境の整備

【主な施策】

- ・学校施設の長寿命化改修及び特別教室等への空調設備整備の推進
- ・自己肯定感の向上と確かな学力の定着に向けた多様な学習支援体制の充実
- ・地域住民の参画による学校運営体制の整備

3. 自然との共生と次世代への継承

【目指すまちのイメージ】

豊かな自然が暮らしを支えるまち

<基本施策>

- (1) 脱炭素化の促進と循環型社会の形成
- (2) 森林づくりの推進と源流域の保全
- (3) 生物多様性の保全と野生鳥獣との共生

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について<骨子案：P53～54>

政策の大綱：3. 自然との共生と次世代への継承

基本施策（1）脱炭素化の促進と循環型社会の形成

【目指す姿】

市民・事業者・行政が、一体となり、地球環境に配慮した行動をしています。

【主な施策の方向】

- ◎脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進
- ◎生活環境の保全
- ◎ごみの適正処理と減量、資源化の推進
- ◎現有廃棄物処理施設の長寿命化と次期施設整備の推進

【主な施策】

- ・再生可能エネルギーの導入と省エネルギー・省資源行動の促進による二酸化炭素排出量の削減
- ・野立て太陽光発電施設の抑制に向けた制度構築
- ・次期ごみ処理施設整備に向けた施設整備基本計画策定

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について<骨子案：P55～56>

政策の大綱：3. 自然との共生と次世代への継承

基本施策（2）森林づくりの推進と源流域の保全

【目指す姿】

森林のもつ多面的機能が、維持・発揮されています。

【主な施策の方向】

- ◎森林の保全と管理の促進
- ◎森林資源の活用の促進
- ◎林業の振興
- ◎森林環境教育の推進と市民参加の促進

【主な施策】

- ・鈴鹿川等源流の森林づくり協議会との連携による源流域の自然環境保全活動の推進
- ・個人所有林を活用した二酸化炭素吸収量のクレジット化と企業利用の促進
- ・林業関係団体等への支援による地域林業の振興

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について<骨子案：P57～58>

政策の大綱：3. 自然との共生と次世代への継承

基本施策（3）生物多様性の保全と野生鳥獣との共生

【目指す姿】

豊かな自然環境と生物多様性が、次世代に守り継がれています。

【主な施策の方向】

- ◎ネイチャーポジティブなまちづくりの推進
- ◎生態系保全と外来生物への対応
- ◎野生鳥獣の適正管理の促進

【主な施策】

- ・多様な主体による生物多様性保全の取り組みの推進
- ・在来動植物の保護増殖と生息環境の保全・創出
- ・GPSを活用した獣害被害リスクマップの作成等による被害防止対策の推進

4. 健やかで生き生きと活躍できる社会の形成

【目指すまちのイメージ】

誰もが健康で生き生きと輝くまち

<基本施策>

- (1) 健康づくりの推進と地域医療の充実
- (2) 地域福祉・生活支援の充実
- (3) 高齢者福祉の充実
- (4) 障がい者福祉の充実
- (5) 文化芸術の推進
- (6) スポーツの推進

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について<骨子案：P61～62>

政策の大綱：4. 健やかで生き生きと活躍できる社会の形成

基本施策（1）健康づくりの推進と地域医療の充実

【目指す姿】

市民が、主体的に健康づくりに取り組み、生涯を通じて生き生きと健康に暮らしています。

【主な施策の方向】

- ◎生活習慣病対策の推進
- ◎ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの推進
- ◎社会環境づくりの推進
- ◎感染症対策の推進
- ◎地域医療の充実と医療体制の強化
- ◎公的医療保険制度の安定的な運営の推進

【主な施策】

- ・健診体制の充実とがんや生活習慣病等の対策の推進
- ・民間事業者と連携した食を通じた健康づくりとフードリテラシーの促進
- ・医療・介護専門職等における多職種連携の強化

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について<骨子案：P63～64>

政策の大綱：4. 健やかで生き生きと活躍できる社会の形成

基本施策（2）地域福祉・生活支援の充実

【目指す姿】

市民が、地域で互いに支え合いながら見守りを受け、自分らしく安心して暮らしています。

【主な施策の方向】

- ◎地域福祉に関わる多様な主体の連携強化
- ◎重層的支援体制の充実
- ◎地域活動とボランティアの支援
- ◎生活困窮者の自立支援と社会参加の促進

【主な施策】

- ・多様な課題に対応できるつながるシートを活用した包括的な相談支援の充実
- ・身近な居場所づくりと生活支援コーディネーターを核とした市民主体の活動支援
- ・伴走型支援による生活困窮者の自立支援

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について＜骨子案：P65～66＞

政策の大綱：4. 健やかで生き生きと活躍できる社会の形成

基本施策（3）高齢者福祉の充実

【目指す姿】

高齢者が、生きがいを持って住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らしています。

【主な施策の方向】

- ◎地域包括ケアシステムの推進
- ◎介護予防の推進
- ◎新しい認知症観を踏まえた認知症高齢者支援の充実
- ◎高齢者の生活と生きがいづくりの支援
- ◎高齢者の権利擁護

【主な施策】

- ・バイタルリンクを活用した在宅医療と介護の連携強化
- ・フレイルチェックを活用した住民主体型フレイル予防の推進
- ・在宅高齢者へのサービス提供・生活支援・見守り体制の充実

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について<骨子案：P67～68>

政策の大綱：4. 健やかで生き生きと活躍できる社会の形成

基本施策（4）障がい者福祉の充実

【目指す姿】

障がいのある人が、合理的配慮の下、住み慣れた地域で、安心して暮らしています。

【主な施策の方向】

- ◎障がい者の自立支援と社会参加
- ◎障がい者支援体制の強化と地域福祉との連携
- ◎障がい者の権利擁護と虐待防止への取り組み

【主な施策】

- ・多様な就労機会の確保
- ・福祉医療費助成制度による経済的負担の軽減
- ・成年後見制度の推進と障がい者の差別の解消

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について<骨子案：P69～70>

政策の大綱：4. 健やかで生き生きと活躍できる社会の形成

基本施策（5）文化芸術の推進

【目指す姿】

市民が、継承と創造の文化芸術を育むまちの中で、心豊かに暮らしています。

【主な施策の方向】

- ◎文化芸術の交流によるまちのにぎわい創出
- ◎文化芸術の拠点の充実
- ◎文化芸術活動の活性化

【主な施策】

- ・観光やまちづくりなど関係分野との連携の推進
- ・市文化会館等での催しを通じた文化交流の推進
- ・子どもたちの豊かな情操を育む機会の提供と地域における子どもの文化芸術活動機会の充実

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について<骨子案：P71～72>

政策の大綱：4. 健やかで生き生きと活躍できる社会の形成

基本施策（6）スポーツの推進

【目指す姿】

市民が、地域社会の活力を生かしながらスポーツに親しみ、生涯にわたって心身ともに健やかに暮らしています。

【主な施策の方向】

- ◎スポーツに親しむ機会の確保
- ◎スポーツの場の充実
- ◎スポーツ団体の育成と競技力の向上
- ◎スポーツを通じた健康づくり活動の推進

【主な施策】

- ・多世代に向けたスポーツ参加機会の創出
- ・市民ニーズに応じた運動施設等の利便性向上と利用促進
- ・スポーツ団体支援と活動の活性化

5. 安全で快適な生活空間の創出

【目指すまちのイメージ】

安全・快適で暮らしやすいまち

<基本施策>

- (1) 防災・減災対策の強化
- (2) 住環境の向上
- (3) 道路の保全・整備
- (4) 上下水道の充実
- (5) 地域公共交通の充実
- (6) 消防力・地域安全の充実

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について<骨子案：P75～76>

政策の大綱：5. 安全で快適な生活空間の創出

基本施策（1）防災・減災対策の強化

【目指す姿】

市民が、行政・地域と一体となり、自然災害への備えと対応力を高め、安全・安心に暮らせるまちで過ごしています。

【主な施策の方向】

- ◎危機管理体制の強化
- ◎災害情報伝達・収集体制の強化
- ◎安全・安心な避難環境の確保
- ◎地域防災力の向上と市民参加の促進
- ◎災害に強いまちづくりの推進

【主な施策】

- ・関係機関との連携による迅速な対応体制の整備と災害時対応力の強化
- ・防災情報伝達システムを軸とした情報収集と多様な手段による情報発信
- ・スフィア基準を踏まえた衛生環境・プライバシー確保による避難生活環境の充実と避難所機能の向上

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について<骨子案：P77～78>

政策の大綱：5. 安全で快適な生活空間の創出

基本施策（2）住環境の向上

【目指す姿】

市民が、快適で安全・安心な住環境の整ったまちで暮らしています。

【主な施策の方向】

- ◎安全で快適な住環境の整備
- ◎空き家対策の強化と居住誘導の推進

【主な施策】

- ・木造住宅の耐震補強の促進
- ・民間賃貸住宅を活用した市営住宅からの住み替え等による住宅セーフティネットの確保
- ・空家等管理活用支援法人の指定に向けた取り組みの推進

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について<骨子案：P79～80>

政策の大綱：5. 安全で快適な生活空間の創出

基本施策（3）道路の保全・整備

【目指す姿】

市民が、安全で快適な道路環境のもと、安心して暮らしています。

【主な施策の方向】

- ◎道路整備の推進
- ◎交通安全施設の充実
- ◎道路の適切な維持管理

【主な施策】

- ・市内環状道路等の計画的な整備の推進
- ・通学路を中心とした交通安全施設の整備の推進
- ・包括的民間委託による効率的・効果的な道路施設管理の推進

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について<骨子案：P81～82>

政策の大綱：5. 安全で快適な生活空間の創出

基本施策（4）上下水道の充実

【目指す姿】

市民が、安全で良好な水環境のもと、安心しておいしい水を利用しています。

【主な施策の方向】

- ◎上下水道の強靱化
- ◎上下水道の持続可能な運営体制の確保
- ◎効率的・計画的な上水道施設整備と環境への対応
- ◎生活排水処理の充実と施設の更新・統合

【主な施策】

- ・内水浸水想定区域図と雨水管理総合計画による水害対策の強化
- ・包括的民間委託による下水路施設管理の効率化と安全性向上
- ・統合的水質管理と「おいしい水」の安定供給

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について<骨子案：P83～84>

政策の大綱：5. 安全で快適な生活空間の創出

基本施策（5）地域公共交通の充実

【目指す姿】

市民が、持続可能な地域公共交通を利用して、安全で便利な生活を送っています。

【主な施策の方向】

- ◎地域公共交通ネットワークの再構築
- ◎身近な移動手段の確保と利用促進
- ◎鉄道の維持・確保と利用促進

【主な施策】

- ・持続可能で、より効率的・効果的な地域公共交通ネットワークの形成
- ・鉄道と二次交通の接続強化や利用環境の改善等による利便性向上
- ・広域連携による鉄道利用促進策の展開

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について<骨子案：P85～86>

政策の大綱：5. 安全で快適な生活空間の創出

基本施策（6）消防力・地域安全の充実

【目指す姿】

市民が、生命・身体・財産を火災や犯罪・事故等から守られ、安全・安心に暮らしています。

【主な施策の方向】

- ◎消防体制の充実強化
- ◎防火対策の推進
- ◎救命率の向上
- ◎地域安全と防犯対策の推進
- ◎特殊詐欺や消費者被害防止の推進
- ◎犯罪被害者等の相談体制の充実
- ◎交通安全教育の推進と関係機関との連携強化

【主な施策】

- ・継続的な人材育成による災害対応力の強化と消防施設の充実
- ・救急隊員の知識・技術の向上等による救急体制の強化と救急車適正利用の啓発
- ・防犯カメラや防犯灯の設置支援の継続による地域の見守り機能と犯罪抑止力の強化

6. 多様な連携と交流によるまちの活性化

【目指すまちのイメージ】

やさしさがつながりと活気を育むまち

<基本施策>

- (1) 地域まちづくり活動の促進
- (2) 協働・協創の推進
- (3) 生涯学習の推進
- (4) 多様な交流の促進
- (5) 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について<骨子案：P89～90>

政策の大綱：6. 多様な連携と交流によるまちの活性化

基本施策（1）地域まちづくり活動の促進

【目指す姿】

多様な世代が、地域まちづくり協議会の活動を通じて地域の課題解決に取り組み、個性ある地域の活力を創出しています。

【主な施策の方向】

- ◎地域まちづくり協議会の活動支援
- ◎地域まちづくり活動拠点施設の利便性の向上
- ◎地域の担い手育成支援と地域自治の活性化

【主な施策】

- ・地域まちづくり協議会への主体的な活動の展開に向けた支援
- ・地域まちづくりにおける担い手の育成
- ・自治会活動の活性化や組織力強化につながる取り組みの推進

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について<骨子案：P91～92>

政策の大綱：6. 多様な連携と交流によるまちの活性化

基本施策（2）協働・協創の推進

【目指す姿】

多様な主体が、協働・連携しながら、活気あるまちづくりに取り組んでいます。

【主な施策の方向】

- ◎市民活動の活性化
- ◎市民協働センターの機能強化
- ◎多様な主体との連携の拡大
- ◎まちづくりへの市民参画の推進

【主な施策】

- ・市民活動応援制度を活用した市民活動の活性化の促進
- ・「ぷらっと」の機能強化と協働、情報交流の促進
- ・企業、大学等との連携による新たな取り組み等の創発

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について<骨子案：P93～94>

政策の大綱：6. 多様な連携と交流によるまちの活性化

基本施策（3）生涯学習の推進

【目指す姿】

市民が、学びを通じて、地域で活躍している。

【主な施策の方向】

- ◎生涯学習による地域課題解決と人材育成の推進
- ◎図書館を核とした読書活動の推進と図書館機能の充実

【主な施策】

- ・学習体系の充実と情報の一元化
- ・地域資源を生かした学習機会の創出と地域密着型講座の展開
- ・図書館サービスの向上と利用者ニーズへの対応

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について<骨子案：P95～96>

政策の大綱：6. 多様な連携と交流によるまちの活性化

基本施策（4）多様な交流の促進

【目指す姿】

市内外の人が、このまちの魅力に共感し、このまちとのつながりを強めています。

【主な施策の方向】

- ◎「選ばれるまち」としてのシティプロモーションの強化
- ◎多様な移住ニーズへの対応と柔軟な支援の提供
- ◎交流人口・関係人口の創出と地域交流機会の充実
- ◎都市間交流の推進

【主な施策】

- ・本市の強みを生かした積極的なプロモーションの展開
- ・交流人口・関係人口の拡大に向けた取り組みの充実
- ・共通する地域資源を生かした都市間交流の推進

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について<骨子案：P97～98>

政策の大綱：6. 多様な連携と交流によるまちの活性化

基本施策（5）人権の尊重とダイバーシティ社会の推進

【目指す姿】

すべての人が、互いの人権を尊重し多様性を認め合いながら、共に暮らしています。

【主な施策の方向】

- ◎人権施策の推進
- ◎男女共同参画の推進
- ◎多文化共生の推進

【主な施策】

- ・地域・学校等との連携による人権啓発と人権教育の推進
- ・市民や企業等に対する男女共同参画の意識啓発と行政や地域等における女性の参画拡大
- ・多文化共生への理解促進

行政経営

<基本施策>

- (1) 開かれた市政の推進
- (2) 行財政システム改革の推進
- (3) 公有財産の適正管理・活用
- (4) 組織力・人材育成の強化と働き方改革の推進
- (5) 行政DXの推進

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について〈骨子案：P101～102〉

政策の大綱：行政経営

基本施策（1）開かれた市政の推進

【目指す姿】

行政が、市民の意見やアイデアを市政に反映しながら、公正で透明な行政運営を確立し、市民に信頼される市政運営をしています。

【主な施策の方向】

- ◎広報・広聴の充実
- ◎コンプライアンスの推進
- ◎行政情報の適正な公開・運用

【主な施策】

- ・各種媒体を活用した「伝わる広報」の展開
- ・職員のコンプライアンス意識の更なる向上と制度の確立
- ・情報公開制度の適正運用と個人情報保護の徹底

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について〈骨子案：P103～104〉

政策の大綱：行政経営

基本施策（2）行財政システム改革の推進

【目指す姿】

市の行財政運営が、持続性を保ち続けています。

【主な施策の方向】

- ◎行政システムの改革と財政の健全化
- ◎適正な評価課税と徴収体制の強化
- ◎広域連携の推進

【主な施策】

- ・行政システムの再構築と財政構造改革の推進
- ・デジタル技術を活用した適正な固定資産評価の推進
- ・市域・県域を越えた自治体間連携の推進

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について〈骨子案：P105～106〉

政策の大綱：行政経営

基本施策（3）公有財産の適正管理・活用

【目指す姿】

市の公有財産が、適切に管理され、効果的に活用されています。

【主な施策の方向】

- ◎公共施設の整備と財産管理の効率化
- ◎新庁舎整備計画の推進

【主な施策】

- ・長期的な整備効果を見据えた計画的な施設整備の推進
- ・未利用財産の有効活用の推進
- ・新庁舎整備と跡地の有効活用の推進

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について〈骨子案：P107～108〉

政策の大綱：行政経営

基本施策（4）組織力・人材育成の強化と働き方改革の推進

【目指す姿】

職員が、個々の能力を生かせる組織体制のもと、安全・安心な職場環境で働いています。

【主な施策の方向】

- ◎施策を推進するための組織体制構築と人材確保
- ◎職員の能力開発と働き方改革
- ◎職員の健康管理とハラスメント対策の推進

【主な施策】

- ・行政ニーズに対応した組織・機構改革の実施
- ・職員研修体系の拡充による人材育成の推進
- ・職員の健康管理の充実

2. 第3次総合計画・前期基本計画（骨子）について〈骨子案：P109～110〉

政策の大綱：行政経営

基本施策（5）行政DXの推進

【目指す姿】

市民が、デジタル技術の活用により、利便性の高い行政サービスを受けることができます。

【主な施策の方向】

- ◎「オンライン市役所」の推進
- ◎デジタル活用による業務改革
- ◎デジタル人材の育成・確保とDX推進体制・環境の整備
- ◎サイバーセキュリティとシステムの安定稼働
- ◎全国的な情報システム標準化と共通化

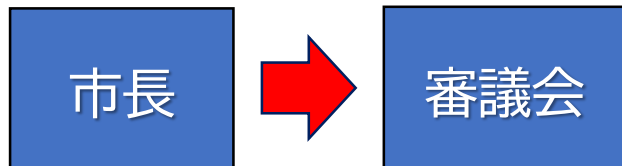
【主な施策】

- ・行政手続きのオンライン化による行政事務の効率化と行政サービスの質・利便性の向上
- ・デジタル人材の確保に向けた取り組みとDX推進体制の強化
- ・情報セキュリティポリシーの改善によるセキュリティ対策の強化

3. 今後の流れについて

■第3次総合計画の諮問

- ・「市長」から「審議会」へ諮問（第4回審議会・11月10日開催予定）



■第3次総合計画の審議

- ・第3次総合計画基本構想（諮問案）、前期基本計画（諮問案）

【抜粋・亀山市総合計画条例】

第10条 市長は、次の各号に掲げるときは、あらかじめ、第14条に規定する亀山市総合計画審議会に諮問するものとする。

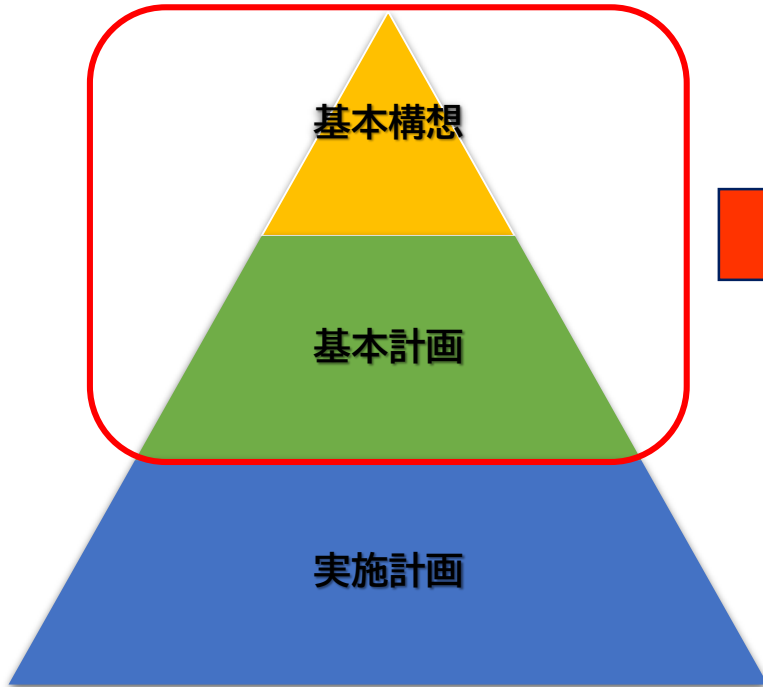
(1) 基本構想又は基本計画を策定しようとするとき

(2) 基本構想又は基本計画を変更し、又は廃止しようとする場合において特に必要があると認めるとき

第14条 第10条の規定による諮問に応じ調査審議するため、亀山市総合計画審議会を置く。

3. 今後の流れについて

■ 諮問対象



■ 諮問スケジュール

- 第4回審議会**（令和7年11月10日）
諮問
基本構想
基本計画①
- ・政策の大綱1：まちの活力とにぎわいの向上
 - ・政策の大綱2：子どもたちの成長と学びを支える環境の充実
 - ・政策の大綱3：自然との共生と次世代への継承
- 第5回審議会**（令和7年11月17日）
基本計画②
- ・政策の大綱4：健やかで生き生きと活躍できる社会の形成
 - ・政策の大綱5：安全で快適な生活空間の創出
 - ・政策の大綱6：多様な連携・交流によるまちの活性化
 - ・行政経営
- 重点プロジェクト
- 第6回審議会**（令和7年11月27日）
総括審議
※第4、5回審議会の意見を踏まえた修正案
- 第7回審議会**（令和7年12月2日）
答申

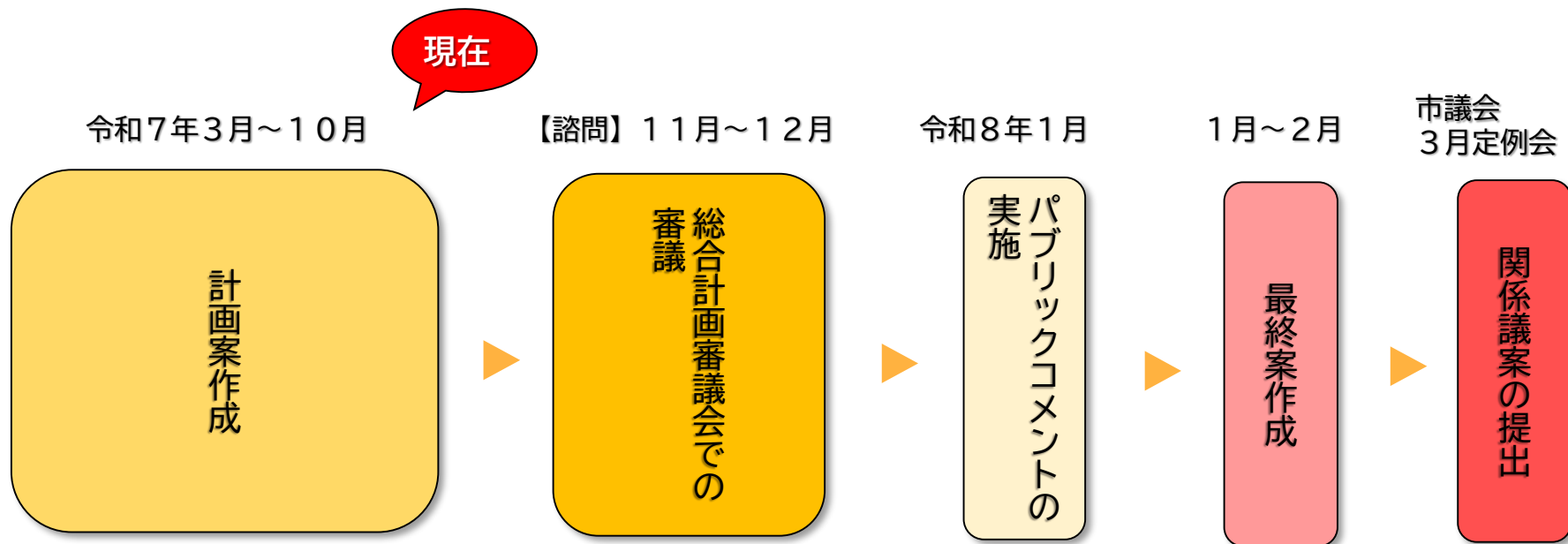
【抜粋・亀山市総合計画条例】

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市の将来の長期的な展望の下に市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市の将来像及びこれを達成するための政策の大綱を示したものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づいて市域の総合的かつ一体的な整備に必要な方策及び手段を示したものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画の具体的な実施に関して策定する計画をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体をいう。

3. 今後の流れについて



日程	R7 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8 1月	2月	3月
審議会	第1回		第2回					第3回 (本日)	第4回 第5回 第6回	第7回			

